

1. 議事日程（平成28年第1回北広島町議会定例会）

平成28年3月25日

午前10時開議

於議場

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
（北広島町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第1号 北広島町町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例
- 日程第3 議案第2号 北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例
- 日程第4 議案第3号 北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例
- 日程第5 議案第4号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第7 議案第6号 北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 北広島町児童医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 北広島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例を廃止する条例
- 日程第23 議案第22号 北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第23号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第25号 北広島町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第26 議案第26号 広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第27 議案第27号 町道の路線の認定について
- 日程第28 議案第28号 財産の無償貸付について

日程第29	議案第29号	平成27年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第30	議案第30号	平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第31	議案第31号	平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第32	議案第32号	平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第33	議案第33号	平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第34	議案第34号	平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第35	議案第35号	平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第36	議案第36号	平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第37	議案第37号	平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第38	議案第38号	平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第39	議案第39号	平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第40	議案第40号	平成27年度北広島町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第41	議案第41号	平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）
日程第42	審査報告	予算審査特別委員会審査報告
日程第43	議案第42号	平成28年度北広島町一般会計予算
日程第44	議案第43号	平成28年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第45	議案第44号	平成28年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第46	議案第45号	平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第47	議案第46号	平成28年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第48	議案第47号	平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計予算
日程第49	議案第48号	平成28年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第50	議案第49号	平成28年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第51	議案第50号	平成28年度北広島町診療所特別会計予算
日程第52	議案第51号	平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
日程第53	議案第52号	平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第54	議案第53号	平成28年度北広島町水道事業会計予算
日程第55	議案第54号	平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算
日程第56	同意第1号	監査委員の選任の同意について
日程第57	同意第2号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について
日程第58	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第59	陳情審査	要望第3号 平成28年度地域農業施策等に関する要望書
日程第60	陳情審査	陳情第5号 奨学金制度の充実等を求める意見書の提出について
日程第61	陳情審査	陳情第6号 寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出について
日程第62	陳情審査	陳情第7号 ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提出について
日程第63	発議第2号	奨学金制度の充実等を求める意見書の提出について
日程第64	発議第3号	寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出について
日程第65	発議第4号	ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提

出について

日程第66 発議第5号 長期総合計画調査特別委員会の設置について
日程第67 閉会中の継続審査申し出（4件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真倉和之	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 藤堂修壮	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
7番 柿原徳則	8番 室坂光治	9番 中村勝義
10番 伊藤久幸	11番 浜田芳晴	12番 藤井勝丸
13番 蔵升芳信	14番 田村忠紘	15番 美濃孝二
16番 大林正行	17番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 齋藤幸司	豊平支所長 多川信之
危機管理監 松浦誠	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 山根秀紀	税務課長 畑田正法	福祉課長 清見宣正
保健課長 多田誠子	農林課長 藤浦直人	建設課長 砂田寿紀
町民課長 輪田孔俊	上下水道課長 清水繁昭	消防長 田辺弘司
学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 佐々木直彦	観光振興係長 沼田真路
会計管理者 三宅正登	国土調査事務所長 石川 齊	豊平病院事務部長 佐々木靖志

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 佐伯孝之 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加計雅章） 日程第1、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例

○議長（加計雅章） 日程第2、議案第1号、北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第1号、北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第1号、北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第2号 北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例

○議長（加計雅章） 日程第3、議案第2号、北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。これは豊平病院が指定管理者として残すという条例のまず第一歩目だと思いますが、豊平病院は地域の皆さんが安心して暮らしていく上で、本当に大事な医療機関だということだと思います。しかし、病院の運営は、1年目は大変厳しいと。町長は、この議会でも何度も、皆さんに応援していただき、かかりつけ医として大いに利用してもらえれば軌道に乗るという話もされました。しかし、利用してくれ利用してくれというだけではよくわからないんじゃないかと。例えば、資料いただいておりますが、2年前の平成25年度の利用並みにしていただければ収支がどうなるか、これ説明をしてもらったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） すぐ回答がないようなので、これでいいかどうかを確認します。資料では、病床利用率を、これ平成25年度、2年前の利用ということで試算されてますけども、病床利用率を今の40%から平成25年度並みの73%、32床、また外来患者数が一日平均77人が98人、20人増えれば入院収益1億1000万、外来収益5000万の合わせて1億6000万円が増収になって、経費3500万円を除いても、1億2500万円の収益増になるという数字だと思うんです。そうすれば、町の実質負担額も28年度の1年目の3億1400万円から1億8600万円に減るといふふうに予想しておりますが、そうではないでしょうか。お答えください。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 収支のことにつきまして、保健課のほうからお答えをしたいと思います。美濃議員がおっしゃいましたように、平成28年度は、すぐに収入増には結びつかないのではないかと思います、平成27年度並みの収支を予想しております。予想している収益は、入院が1億5600万、外来が2億1500万で、医業のほうの収益3億9900万を予定しております。29年度につきましては、入院のほうが2億2000万、外来のほうも2億2000万、合計で、29年度の医業のほうの収益4億8000万を予想しております。それから平成30年、3年目におきましては、入院のほうが2億6000万、外来のほうも2億6000万と、先ほど美濃議員もおっしゃいましたように、少しずつ病院の病床利用率も73%ぐらいまでは回復するのではないかと。一日の外来数も100人近くは回復するのではないかと。いふふうな収支を見込んで、指定管理料決定をさせていただいたといふふうに予想しております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 利用してもらえれば収支は変わってくると。先日もいろんなお話を聞かせていただいたんですが、今かかっている病院から、今度は豊平病院に移ろうと思ってる。どういふふうに今かかっているお医者さんに言おうかなとか悩んでる方もいらっしゃいました。そういう点で、もっとわかりやすく示したほうがいいんじゃないかと、こういうふうになりますよということ、そういった点で協力してほしいといふふうに思うのですが、町長はどう思われますか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 豊平病院につきましては、今回の議会でいろいろ議論をさせていただいたところでありますけども、今、担当のほうから申しましたように、計画ではそういった形で計画をしておるわけでありまして、当然病院としての地域の皆さんへのPR等も今後してまいりたいといふふうに考えておりますし、議会で承認いただければ、4月1日からということになりますので、4月1日までにPRできること、あるいは4月1日以降整理をしながらPRをしていく。こういうところを利用してくださいといふようなこともしていかなければならないといふふうに思っております。

○議長（加計雅章） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。1月の28日の全員協議会で、無床の診療所といふふうなことから、有床の豊平病院で継続をして、医療法人が引き受けていただけるという話があって、そんなに時間的な余裕がない中で、こうして条例が出されて、4月1日から進めたいという気持ちが伝わってきて、この議会でもかなり質疑応答もあったわけでありまして、それにいくには、まず、医師の確保を今後も進めていくということでありまして、ぜひ、

医師の確保ということはかなり力を入れていただきたいということ、それから医療スタッフの充実という部分が、本当に手術をしながらローテーションしていけるシステムが構築されているのだろうか。そしてまた、就業規則等が締結されて、そのものが労働基準監督署に届いてというふうな手順が同時進行しているのか。あるいは、医療法人が採用する職員の求人等について、どのような進み方がしているのかというふうなことが、バック背景としてなくては、やり始めたけれども、時間外をしてもらわないけんけれども、36協定も結んでないということになれば、全く時間外、残業してもらおうということとはできないわけではありますが、そのあたりの後ろでの調整というふうなことが確実にできているのかどうなのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 今、3点ばかりご指摘があったと思います。まず、こういう収支計画を立てても、医師の確保、そして医療スタッフの充実というのがなければ、この病院がうまくいかないというのは、最大の課題というか、一番の肝となる部分だと思っております。それに向けては、医療法人のみならず、町のほうもバックアップしながら、その確保に努めていきたいと思っております。それから就業規則等とか、36協定の労基署への届け出というものについては、法人側のほうが今準備を進めておられますので、これも25日、きょうの議決いただいた後速やかに、場合によっては、4月1日に間に合わなくて、さかのぼってみたいなことでも手続上あるかもしれませんが、4月1日から、そういったことでの準備を進めるように準備をしておられます。そしてそれについて、アドバイス等を今している状況でございます。それから採用につきまして、当然、今度、仮に今後退職者が出た場合、新しい医療スタッフの採用は法人側ということになります。臨職さんも全て含めて。ですから、責任を持って対応していただけるものと思っておりますけれども、町立病院で働いてもらおうということ、それから豊平地域というところで雇用確保するということがありますので、町としても最大限の支援をしていくということで、協力体制をとりながら進めていきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） これからの採用については、医療法人側が採用するという事業主であります。それに町のほうがバックアップをしたり、いろいろ協力もしていくということですが、いずれにしても、新しい法人のほうはそのことの進めていくという主体を持っておられるわけですから、そちらがされるのが当然であろうというふうに思います。それから、ちょっと不安に思うのは、4月以降になっても4月に遡ってというふうな、そういう曖昧なことというのは私はないというふうに思うんです。さっきも言いましたけども、36協定に至っては、4月1日以降に残業を命じようと思ったら、それを協定しないと絶対できないわけがあります。そこら辺が今の答弁では非常に不適切というふうに思いますから、もう一度お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 議決後、法人側と今度病院側の組合員のほうとで顔合わせをする機会を実は設けております。その場で、その36とか、就業規則等についての確認、基本的には、今病院で働いておられる方の勤務労働条件については現行のままでということをお話していただいておりますので、その確認をするという機会を設けるようにしております。その届け出のほうを遡ってやるというのは、申しわけありません、確かにそれは不適切な話であって、きちっと

それまでに内容は固めるということは、しっかりやっていただくように、こちらのほうからも法人のほうにお願いをしたいと思っております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） もう1点、町の職員が3年間医療法人に出向ということになって、賃金等については、現在の現給を保障するというふうにお聞きしておりますが、新たに法人が採用するという場合には、労働条件の上で、全て同じようになるのか、あるいは格差が生じるのかということが想定できるわけではありますが、そこをどのようにクリアしていこうというふうに、法人が思っておられるか、そこに町が口を挟むところがあるのかどうなのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 今、法人側が雇われて豊平病院に勤務される法人の職員と派遣職員との勤務条件、給与等についての2つのスタンダードが出てくるんじゃないかということにつきましては、今、法人側のほうで整理をされているところです。いずれにしても、すぐにそういう方が出たら採用しなくちゃいけないんで、これも4月までに固められると聞いておりますけれども、今、法人のほうで採用されている職員、広島に2つほどクリニックがありますけれども、その勤務条件と豊平地域での勤務条件というのは全く同じというわけにはいかないんだろうと思ってます。その雇用の確保ということですので。そこら辺は今法人のほうで悩まれているところをごさいますて、その方向性についても、4月1日までに整理をされるというふう聞いております。恐らく町の職員との採用とは違う条件になるんではなかろうかと思っております。

○議長（加計雅章） 田村議員。

○14番（田村忠紘） 本案は、平成28年4月1日施行ということですが、予算委員会でもお聞きをしたんですが、契約についてであります。本日、本案と関連議案が採決になりますが、仮にいずれも可決になった場合、本契約を結ぶこととなりますが、本日を含めて土日が入りますので、5日しかないわけですが、予算委員会的时候にはまだ未定で決まったらんということでありましたが、予定はできましたでしょうか。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 最終的な合意が得られましたので、今のところは29日、最終的に協定を結ぶ予定としております。

○議長（加計雅章） 12番、藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 予算審査特別委員会のときでもいろいろと質問させていただきました。豊平の医療を守ることにについては、町民、あるいは議員の中にも何ら異論はないと思います。ご存じのように、12月に医師の困難なことから無床にということ、それで年明けて、急遽指定管理の話が出てきたわけですが、いろいろ質問したときにも、私も言いましたように、いろんな資料も集めて、専門的にももうちょっとよく検討する必要があるんじゃないかということを行いました。急なことで、十分と言えないというような状況にあるんじゃないかと思っております。いろんな準備のこともあるし、体制の整えなければいけないというようなこともあるので、それなのに、この4月1日から、4月1日にこだわらなきゃならん理由、もう少し、可決してこれが成立して、それから、それにいろんな準備をしてやる。まず、私が言いたいのは、本当にこの問題について十分検討されて、これがベストだと思って、この体制にされたのか、どうして4

月1日、その新体制でいかにやいけんのかということが、どうも理解できないので、その点をお願いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） このことにつきましては、これまでも繰り返し説明をさせていただいておるというふうに思っておりますけども、まずは医師確保ができないと。この4月1日からの医師確保が困難であるというところから無床の診療所にせざるを得ないというふうに判断をさせていただいたということでありまして、今回の指定管理で、その医師の確保の部分が前進すると、確保ができるという状況の中で、この4月1日から指定管理をお願いするというのでありますので、これが来年の4月1日からすればいいじゃないかというようなお話もあるかも知れませんが、要するに今のままの病院形態で、今のまま指定管理にも出さずやっていくという中では医師が確保できないというところで、大きな原因で無床診療所というような判断をしたわけでありまして、そこを指定管理を受けて、やっていただけるということでもありますので、そういうふうに判断をし、進めさせていただいておるところでございます。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 私も、来年の4月からでいいんじゃないかというような悠長なことは私も考えておりません。ただ本当に、十分いろんな資料も集めて、専門家の意見も聞いて、今度は医師会等も協議して、もうちょっと慎重にやるべきじゃなかったか。医師が確保できないという、今、平成23年からは内科医がおらんようになって、ずっとここまで来てたわけですよ。それを急いで急いで4月1日にやられるということについて、そこで何か法的に問題があるか、何かあるんでしょうか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） なかなか医師確保かできないという部分のご理解がいただけないというふうに思いますが、今までもこれについては一生懸命町としても努力をしてきたところでありますけども、27年度からは常勤医師が1名と、それからあとのスタッフも限界がある中でやってきたわけでありまして。このまま28年度も続けていくというのは、もう困難であるという状況であります。ですから、今回指定管理者のほうで医師の援助をいただけるという中で、初めてこの4月1日以降、病院のまま継続できるというふうに判断をしたわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 医師の確保ができない。それから今度の指定管理の予定の病院は、医師が確保できるということで、非常にありがたいという気持ちはあるわけです。しかしながら、私がいうのに、無床診療所に1カ月前に決定したことです。それで、私が思うのは、無床診療所でいいか、有床の診療所のほうがいいのか、あるいは、今のような多機能的な病院がいいかというようなことも検討されたのだろうかということ、医師がいないから指定管理にするという、あるいは医師を確保できる管理者が現れたということは非常にありがたいが、そこらの点をもう一つ説明をお願いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 藤井議員のなぜ4月1日に急いで指定管理を導入するのかというふうなことにつきまして、保健課のほうからお答えをしたいと思います。無床診療所で、方針を決めまして、もう県庁のほうへご報告に行かせていただいたんですけども、12月の議会の中で、

病床を残してほしいというふうな決議がなされて、住民の方からも、ベッドを残してほしいというふうな希望も出てまいりました。その希望を受けまして、県庁のほうへ何度も相談をさせていただきました。その中で、休床というか、今の病院のままで続けるというのは医療法上非常に難しいと。今の状況では、有床診療所にするということはそれも難しいと。もしか引き延ばしをするというふうなことになる、一旦は閉院というふうなことも考えないといけないというふうな状況もありましたので、そういうことは、住民の方のことも思いますと、そういうことは避けて、どうにか指定管理で考えてやっていけるんじゃないかというふうに考えてくださる医療法人さんが申し出をさせていただきましたので、町としましては、そのこのところ、4月1日すごく忙しくて大変だとは思いましたがけれども、閉院ということだけは避けていかなければならないと思いましたが、この3カ月の間に指定管理を導入するというふうな経緯になったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。10番、伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） いろいろ質問なり答弁があったわけですが、原点に戻って、そもそも指定管理とは何ぞやということを考えてみるのに、まず、指定管理するということは、民間が入ると経営ノウハウは行政よりも優れていると、そういう点と、それから経費的にも、そのほうが安価であるというようなことがあると思うわけですが、そこら辺の指定管理の定義をもう一度教えていただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 指定管理の定義というのは、今伊藤議員がおっしゃったように、民間のノウハウを使って、公的セクターがやっていることについて、効率的に運営するというのが指定管理の基本であります。そういう意味からいいますと、この初年度の3億1400万という指定管理料というのは、その部分になかなか合致しない部分がある。それは病院というものの継続性ということ、今あるものに激変緩和というか、新しいものを加えていくというやり方でないと病院経営は難しいという部分がありますので、指定管理の定義からすれば、そこに合致してない部分があるかもしれません。ただ、この状況がずっと続くということには考えておりません。今から来られる法人がやっておられる整形外科等々によって、先ほど、最初の質問で、美濃議員から収支の見込み、これは今の病院の体制で、病床利用率が40%でこうだったと、61%でこうだったと、73%でこうだったということで指定管理を出しておりますけれども、新しく診療科目が整形外科等の手術等が増えて入院が増えるということもあれば、その指定管理の定義に当てはまる効率的な運営ということに結びつくというふうに考えております。そういう希望が持てるということで、この判断をしております。ただ、その額は、3年間で7億5000万余りの債務負担行為を組んでおりますので、安いものじゃないので、そこをそれにできるように、町としても努力していきますし、住民の方にも利用していただくと。健康な方でも健診等で利用していただく、掛かりつけ医にさせていただくということをあわせてやっていくということのスタートになるというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） 指定管理というものの、改めてお聞きしたわけですが、それにもあまりにも合致してない部分が多いと。そうして4月1日からスタートということになるわけですが、全ての条件が今からなんです。昨日も同僚議員が予算の編成について疑問を呈した部分があるわけですが、まさにそのとおりなんです。今から全て4月1日以降指定管理者と協議してと

いう部分は、きょうも質問に出たわけですが、そうした中で、今、副町長が言った3年間7億5000万の町の一般財源を使うということが果たして許されるのかどうかという非常に疑問に思うわけです。地域医療の必要性というのは大いに認めるわけですが、そうした予算編成はあまりにもおかしい。すべきではないと思うわけですが、これは全て例外であるということで片づけられるものかどうか、私には疑問ではないです。そこを町長、何回も答弁されたので、恐らく同じような答えになると思うわけですが、答弁できればお願いします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 多くの金額の債務負担行為等も今回出させていただいておるわけですが、豊平地域が病院も閉院になったり、医療機関がなくなるということは避けたいというのが一つ、それから、今、副町長も申し上げましたように、初年度はなかなかそうはいつでも厳しいものがあるかもわかりませんが、これは2年度、3年度と大きく改善をしていく可能性が大きいと考えております。まずは、これでスタートさせていただいて、町も指定管理者も一生懸命努力をして、いい結果が出るように進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 伊藤議員。

○10番（伊藤久幸） いい結果が出るようには誰もが望むことなんで、これは定かでないわけですね。それと非常に懸念されるのが、人口ビジョンありましたね、出てたけど。人口は減るんです。10年後に人口は何ぼになるか、そこら辺を考えたときに、果たして巨額の投資が正解なのかどうかということも考慮に入れて予算組みをしなくてはならないのではなからうかと。例えばふるさと病院でも、一時期、借金を5年間待ってくれということもあったりしてなったわけですか、やっとなら平成30年には借金も終わるといふふうに聞いております。それでもふるさと病院でさえも10年後にはどうなるかわからんというのが実情なんですよ。そこら辺を考えたときに、まあいいからいいから、出しますよ。これから先も、もし足らなかつたら出しますというような姿勢が果たしていいのかどうか、そこら辺はつきりさせていただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 今、大朝ふるさと病院の例が出ましたけども、大朝のふるさと病院も一生懸命努力されて、今日は、いい経営状況になっておりますけども、そういう状況を迎えられるということだと思います。豊平病院についても、これから努力を重ね、そうした状況になるように進めてまいりたいと考えております。数年前の医師が充足しておった時代には、豊平病院も経営的にはプラスであったということでもあります。そうした状況を目指してまいりたいと考えております。人口減少のことがありましたけども、確かにそういうことはありますが、高齢者の方は、まだ率も多くなってくるというような状況でもありますし、需要は十分に、まだ当分の間はあるといふふうに考えております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第2号、北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第2号、北広島町豊平病院事業の設置等に関する

る条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例

- 議長（加計雅章） 日程第4、議案第3号、北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番、中田議員。
- 2番（中田節雄） 2番、中田です。この議案は、病院の利用料金と手数料に係る問題でありますけども、この手数料、利用料金、どのようにして設定されたのか、また、今までの病院と差があるのかどうか、その点についてお聞きします。
- 議長（加計雅章） 事務部長。
- 豊平病院事務部長（佐々木靖志） 今回条例で上げております手数料につきましては、今現在のものと変わりありません。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第3号、北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第3号、北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第4号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第5、議案第4号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。17番、宮本議員。
- 17番（宮本裕之） 17番、宮本でございます。この議案につきましては、今までも処遇改善をするべきだという議員からの要望もあった中で、改善されてきたということで、喜ばしいと、昨年まで私も消防団の一員であったもので、条例に対しては異議はありません。一昨年私は、消防団員証を発行して身分証明をする必要があるんじゃないかという一般質問、その中で、消防団及びその家族に対しても、町内での優待があってもいいんじゃないかと、そういう事例を全国各地の自治体がしていると。これは消防団員確保のためでも必要じゃないかということで、そのときの答弁は、商工会とも協議しながら検討していくという答弁でした。その後、その検討の内容は示されておりませんが、答弁をいただきたいと思っております。
- 議長（加計雅章） 危機管理監。
- 危機管理監（松浦 誠） 商工会と話をすることでおりましたけども、話が止まっており

ます。消防団員証につきましても、写真入りとかそうでないものと、いろいろタイプございます。周辺の部分も含めまして、検討はしているところでございますけども、まだ、結果等に至っておりません。このことにつきましても、どういうふうな形で進めるかということも、もう一度整理させていただきまして、今後取り組んでいくような形にしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 今の答弁を聞くと、全く対応しようとする意思が見えないんですね。私、砂原商工会長と、こういう一般質問して、今後行政から相談かあると思うので、よろしく願いするよって相談したら、それは町内の商工会のためにもなるし、活性化にも繋がるんで、相談があったら、私は喜んで商工会の各会員と相談させてもらおうよと。だが、一向に話がないと、この間も。こうしたことでは、私は、検討という言葉は一切もうこの議場から排除していただきたい。やるのかやらないのか。はっきりした答弁にしてもらわんと、前向きに検討します、検討します、今後検討してまいりますというようなことは、もう行政答弁としてふさわしくない。反省の意味を込めて、しっかり消防団員の今の団員証、そして優待措置について検討してもらいたい。そしてそれが、この町の安全・安心に繋がる大きな要因となるんですよ。心して取り組んでもらいたい。危機管理監、消防長、どう思われるか、そこら辺の考えを聞きたい。町長も指示してほしいんですよ、やれよと。そういうスピード感と危機感を持って取り組まんと、検討しますで逃げられたら困るんです。答弁いただきたい。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 申し訳ございません。28年度から取り組みます。商工会の事務局長にも、打診というんじゃないんですけども、お話をさせていただきたいところまではしたんでございますけども、それ以降進んでないというのは非常に申し訳ないところでございます。新年度に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 検討しますということで、進んでなかったというのは非常に申し訳ないと思います。まずは、消防団員、その幹部会というんですか、役員会の中で、まずは十分議論して、そういうふうにしてほしいという要望が確実にあるということであれば、また、一步先へ行くべきだろうというふうに思っております。検討すると言いながら、進んでなかったということについては申し訳なく思っております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 今やっと前を向いた答弁をいただきました。こういった答弁がすぐ出れば、私たちは大変質問する意義もあるし、決して一般質問はパフォーマンスじゃありません。町民、そういった消防団員の思いを酌んで質問しているわけですから、決して検討しますという一言で今後逃げるようなことをしていただきたくない。広報でも追跡調査をしていくべきだという意見が出ております。広報紙の中で、何にもしてない行政がここにあるというようなこと書かれないと思います。しっかり取り組んでいただくことを切に要望して終わります。

○議長（加計雅章） 4番、藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 関連をしてですが、消防団に対する報酬に対しては、いろんな意味から深いものがあるというふうに考えますし、町民の生命、財産をいろいろな角度から守ってくれます。今、話がありましたように、検討する課題というのがすごくいっぱい残っておるんじゃないか

というふうに聞きますし、思います。火災の現場等々で、そういう現場へ行くというのは、本当に考えてみれば命がけで行くわけであります。10年前にはっぴを揃えてはどうかという話もあったやに聞いております。これもまだ実現をしておりません。10年前に検討されたはずではありますが、10年間ずっと検討されっ放しであります。こういうことは、みんなの生活を守ってくれる立場にある消防団でありますので、ぜひ検討はやめていただきたい。今、やりますということでありましたので、それで結構だと思っておりますが、これまでに検討された内容いっぱいあると思いますが、これはっぴなんかについてはどうですか。これからやられるんですか、やらないんですか。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 先ほどの答弁とも、危機管理監との答弁とも関係するんですけれども、消防団の処遇改善というのは、今おっしゃられたように、いろんなことのメニューがあります。はっぴの更新をしてほしいということもありますし、地域によっては。あと、消防屯所、ポンプ車等の大きな施設の改修という費用も一方であります。いろんな改善メニュー、先ほどの26年9月に宮本議員が聞かれた商工会との優待制度のことについての議論は、今回の予算の要求の中ではちょっと出てこなかったとかあって申し訳なかったんですけども、何も考えてないわけではなくて、いろんな処遇改善のメニューを危機管理監のほうから予算査定では聞いております。その中で、交付税措置をされているといっても全額交付税措置されているわけではなくて、町の持ち出しで、この費用を充てているということもあって、先ほど言いましたようなポンプ車等の更新等、莫大なお金がかかるものとあわせて、どうやって処遇改善をやっていくかということの選択をして、今回の予算となっております。最初に申し上げましたように、はっぴの更新というところも、そこをやってほしいという地域の消防団もあると聞いておりますので、そこら辺、何ができるかということを含めてトータルで考えていきたいと思っております。少なくとも、こういう取り組みをしたけども、こういう理由でできなかったと、これは、このことについては、いつまでを目処に検討していきたいということがわかるように説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 予算がないからできませんというのは、ちょっと理由にならんと私は思うんです。10年ですよ。10年間に少しずつでも、それを積み重ねてくれば、もうとっくに済んでおることでもあるんじゃないかと、考え方によっては。しかも、もちろん器具も大事ですが、火災の現場、例えば、今からでも山火事が発生する時期が多くなってきますが、そういうところへ出動するのに、安全面からしてもそういうものは必要なんです。必要だから揃えてほしいと、揃えようということをおられるわけでありますので、そこら辺が全然進んでない。これからどうされるか答弁願います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） はっぴにつきましてはの予算ということで、財政課のほうからご答弁のほうさせていただきます。はっぴにつきましては、担当課のほうから、毎年予算要求のほうは上がっております。今、副町長がご答弁させていただきましたように、財源も限られておるといことで、施設的なもの、ポンプ車、それから救急車等々の過大な施設整備が要りますので、そこまで回っていないというのは事実なんです。ですけれども、新年度につきましては、現場用の手袋と出動手当のほうを加味させていただきまして、計上のほうはさせていただいております。

す。はっぴのほうにつきましても、今後も検討というか、協議のほうはさせていただきます。  
以上です。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 各屯所、積載車のほうへ防火服を設置させていただいておるわけ  
でございます。筒先等の安全確保のためにヘルメット、そういったところの防火服は用意してお  
りますけども、ただ、今のように屯所から直接行く者と、そうでない者とおるわけござい  
ます。消防積載車のほうには防火服は乗っておりますけども、そうでない場合は、はっぴが必  
要ではないかということも、これまでも要望はさせていただいたところでございますが、少  
しずつではございますけども、防火服も今後も少しずつ増やしていきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） そういうことを私が話を聞いたのも幹部の方からだったんですが、一向に、  
何回言うても、お願いしても進まんということでもあります。そういうことをきちっと団員の皆  
さん、幹部の皆さんに、これお伝えをする必要があるんじゃないかならうか。我々がここで、こう  
いう議論をするのも一つのあれかもわかりませんが、そうじゃなくて、消防団は消防団として  
あるわけなんで、それがきちっとした話し合いができておれば、ここで私がこういうことは言  
う必要もなかったんだらうというふうに思いますので、今後そういうようにしていただきたい  
と思いますが、いかがですか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 本部会議の中で、新年度予算が決まった時点、その前の段階でも、そ  
の都度説明はさせていただいております。はっぴにつきましても、毎回、本部会議のほうでも  
お話がございまして。その旨も予算のほうでも要望もやってきております。決して、本部会議の  
中で説明してないというものではございません。そういったところもございまして、ご理解  
のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わり  
ます。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論  
を終わります。これより議案第4号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに  
賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第4号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、  
服務等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたし  
ます。11時5分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 55分 休 憩

午前 11時 05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（加計雅章） 日程第6、議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第6号 北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例等の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第7、議案第6号、北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 2点お伺いいたします。まず、1点目は、略となっておりますね。ここの標記されてない部分、略。その辺のところは、山番にする必要がないというふうに理解すればいいのか。それで次に、山番にするところ、それから逆に戻すというか、そういった番地が2カ所ぐらいあると思いますが、その点について説明を求めます。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） まず、略のところでございますが、これは地番変更のないところでございます。それから、今回の条例改正につきましては、基本的には、山地番に10000番が加えられて変更になるといったところでございます。ですが、中に、逆に10000から、それを取り去ったようなところがございます。これは前回の変更の誤りの修正でございます。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第6号、北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第6号、北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第8、議案第7号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第7号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第7号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第9、議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第10、議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 1 0 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第 1 1、議案第 1 0 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 1 0 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第 1 0 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 2 議案第 1 1 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第 1 2、議案第 1 1 号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 1 1 号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第 1 1 号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 3 議案第 1 2 号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第 1 3、議案第 1 2 号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 1 2 号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第 1 2 号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第13号 北広島町児童医療費支給条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第14、議案第13号、北広島町児童医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番、真倉議員。
- 1番（真倉和之） これ、条例反対するものではありませんが、お聞きしてみたいと思います。財政が許せば、このことはやっていくべきだと思いますし、年齢を18歳まで上げられて、その年代は、割と医療費がかからんとも言われておりますが、子供の医療費の助成は、県下では安芸太田、あるいは神石高原町、今度は三次、うちの4番目ぐらいになるんかと思いますが、これは定住促進を思っただけでやっておられるところがかなりあるような気がいたしますが、とかく軽症であっても行くという、コンビニ診療が増えるというようなことは確かに言われていますが、自治体独自で助成すると、国は国民健康保険の国庫負担金を減額するペナルティーを今課していますね。これは27年度でどのぐらい予想されているのか。28年度はどのぐらいになるかと思って予算組まれておられるのか、その点をちょっとお聞きしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） 今、議員がおっしゃられたとおりです。現在、国民健康保険に関しましては、町、県の制度も含めてですけれども、助成制度を行うということになりますと、本来の負担金、補助金の割合が若干カットされるということがあります。この児童医療も含めてですが、ほかにも重度障害者医療、ひとり親家庭についても同様でございますが、その中で、カットが一番大きいのは重度障害者医療に係るものでございますが、児童医療についても同様でございます。27年度がどの程度になるかというのは、ちょっと今資料のほう持ってきておりませんので、お答えすることできません。それと28年度につきましては、これは対象が高校生の世代も含まれるということでございますので、現在の27年度のカットがある部分よりも多くなるのは当然でございますが、ただ、こちらが思っていたよりもカットの額そのものはそんなに多くなかったかなと思っております。それと、これは先ほど言われたように、受診率というのが非常に大きく関係してまいります。ですから、その辺のところ、就学前の受診率を一としたときに、小中学生がどの程度なのか、また、高校生がどの程度になるかということが影響してまいりますので、その辺のところは少し注視してみて、今後の予算等に反映していきたいというふうに考えております。
- 議長（加計雅章） 真倉議員。
- 1番（真倉和之） 後ほど答弁をいただきたいと思いますが、いずれにしても、今、国がやりやるのは、就学前の子供については考えてみよう、カットを考えてみようというのは、それにしても、平成29年度予算からの国の反映になってくると思うんです。そうすると、やはりそれまでは自主財源の中で負担していかなければいけないという問題がありますので、片一方では、定住をしていくのに非常に大切なこととありますので、そのこととあわせて進めていかないとはいけません。さきの聞きましたことについて、後ほどでいいですから、答弁をお願いしたいと思います。以上です。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第13号、北広島町児童医療費支給条例の一部を改正する条例を

採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

- 議長(加計雅章) 挙手全員です。従って、議案第13号、北広島町児童医療費支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第14号 北広島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長(加計雅章) 日程第15、議案第14号、北広島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第14号、北広島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

- 議長(加計雅章) 挙手全員です。従って、議案第14号、北広島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第15号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

- 議長(加計雅章) 日程第16、議案第15号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。

- 15番(美濃孝二) 15番、美濃です。先に専決処分された町民税と特別土地保有税の減免については、既定されていたマイナンバー、個人番号、の記載を負担を軽減するというので、削除されたんですが、この条例は、介護保険料の減免に関して個人番号の記載を義務づけている。これはどこが違うのか、お答えください。

- 議長(加計雅章) 保健課長。

- 保健課長(多田誠子) 美濃議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども、これは国のほうが申請する場合に住所に個人番号を添えて申請をするようにということですので、どのように違うのかというのは、今の時点ではわかりかねるところがございますが、国の指導に従いまして、今回条例を提出させていただいております。

- 議長(加計雅章) ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。

- 15番(美濃孝二) 15番、美濃孝二です。議案第15号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。この条例は、介護保険料の減免、免除を申請する場合には、マイナンバーを記載することを義務化するものです。理由として、先ほど保健課長の答弁ありましたが、国の指示ということではありますが、非常に危惧をします。繰り返しになり

ますが、マイナンバー制度は、個人のデータを国が一元管理し、行政にとっては一人一人を管理するためには非常に便利になっても、個人にはほとんどメリットはありません。また一旦漏れれば重大な事態となるものです。しかし絶対に漏えいしない保証はなく、今でも機器の不具合や二重登録など問題が解決していません。さらに、今議会には補正予算としてマイナンバーのシステム強化のため1億円を超える財源が投入されます。既に5200万円が投入され、今後扱う項目が増えるたびに、このように莫大なシステム改修が必要になります。これから業務が広がるにつれ、貴重な財源をつぎ込み続けなければならないことは明らかです。そもそもマイナンバー制度の目的は、国が個人を丸ごと把握し、社会保障の切り下げ、税金徴収の強化などのためであり、マイナンバー制度は中止すべきであり、今回のこの条例には反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第15号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第15号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第16号 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第17、議案第16号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第16号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第16号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第17号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第18、議案第17号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第17号、証人等の実費弁償に関する

条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第17号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第18号 北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第19、議案第18号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第18号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第18号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第19号 北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第20、議案第19号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第19号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第19号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第20号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第21、議案第20号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第20号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願

います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第20号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第21号 北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例を廃止する条例

- 議長（加計雅章） 日程第22、議案第21号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第21号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例を廃止する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（加計雅章） 挙手多数です。従って、議案第21号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第22号 北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例

- 議長（加計雅章） 日程第23、議案第22号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第22号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（加計雅章） 挙手多数です。従って、議案第22号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第23号 指定管理者の指定について

- 議長（加計雅章） 日程第24、議案第23号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第23号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に

については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第23号、指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第25号 北広島町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（加計雅章） 日程第25、議案第25号、北広島町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第25号、北広島町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（加計雅章） 起立全員です。従って、議案第25号、北広島町過疎地域自立促進計画の策定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第26号 広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

○議長（加計雅章） 日程第26、議案第26号、広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。町長に伺いますが、昨年的一般質問で、デメリットのある協定は結ばないとの答弁を行いました。この協約は、全てメリットがあると考えたのか伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） メリットがあると考えて協約を結ばせてもらおうと考えております。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 例えば周辺地、北広島町は広島市の周辺になるわけですが、北広島町にとって、現在の最大の課題は広島市の医師の派遣だと思います。しかし、この協定の中には入っていません。これと別枠でならできるかもしれないと、その一般質問での答弁がありましたが、広島市と協議されましたかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 医師の派遣等については、広島市とも、これまでたびたび要請、協議等してきておるところであります。常勤という形では、現在のところ難しいということでもあります。部分的には応援をいただいております。協定のこれは全体の中では協議はしておりません。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） いや、私が聞いたのは、別枠でならできないかもしれないという答弁だったので、協議したのかと聞いたんですが、それもされていないようです。結局、この協定、連携協約は、広島市が栄えるだけで周辺市町のことは考えていないんです。例えば総務委員会でも議論になりましたが、生活交通の維持確保として、バス運行対策補助事業というのがあります。これは不採算となっている生活交通のバス路線を維持するため、国や県、連携市町と協調して、不採算のバス路線の運行費の一部を補助するとしています。北広島町と広島市を結ぶバス路線で不採算となっているのは、主に広電とJR、この路線の運行費を補助してもらえるのかどうか伺います。もう一つ、最後の質問なんで、また、副町長に伺いますが、広島広域都市圏は、広島県を越えて山口県の7つの市町も含んでいます。このままこういう構想が広がっていけば、県の役割が縮小していくとは思いませんか、伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 今、議員が言われましたその事業につきましては、よその市町も広島市との乗り入れをしております。そういった路線に対する補助をしておりますので、今の段階では、補助している額の総額をその事業の年度の事業費として上げておりますけども、これからその連携の中で協議をすることによって、より効率的な方法であるとか等を検討することによって、補助額の低減ですとか、そういったものを図っていく必要があるというふうに思っておりますので、これからその方向に向かっての協議を進めていくことになるだろうというふうに思います。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 県の役割が縮小していくので、この連携協約の取り組みはというご質問がございました。ここの部分は私見の部分がありますけれども、前職、県におりました地域政策局におったときに、まさにその議論はしました。ただ、住民にとりましてどういうサービスを受けるかという部分で、よりよいサービスを受けるということを一義に置きますと、県の事務が減るとか、そういうことじゃなくて、どうやったらよりよいサービス、効率的なサービスができるかという観点で考えていくのが基本であろうということがあります。ただ、その県のあり方をどうするのかというもの、山口県、それから福山の広域都市圏におきましては、岡山県と一緒にあって連携協約を結ばれておりますけれども、そういうことの議論はしております。ただ、先ほど言いましたように、よりよいサービスをいかに効率的に提供していくかという部分を基本に考えていくべきで、どこがやるかということを一義的に考えるべきじゃないというふうに考えております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第26号、広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対討論を行います。この連携協約は、広島広域都市圏発展ビジョンの策定趣旨によりますと、圏域内の24市町が都市連盟ともいうべき強固な信頼関係を背景に、地域の資源を圏域全体で活用するさまざまな施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万超を目指す200万人広島都市圏構想の実現を図るとしています。そこで、政府、財界が求めてきていた基礎自治体1700は多過ぎる。30万人規模の200自治体に再編成し、道州制へという狙いが変わったのかどうか。これは変

わっていません。地方創生の最終的な狙いも道州制なんです。しかし、平成の大合併で、地域の疲弊が進んだため、すぐには合併の強制はできない状況にあるのは確かです。そこで出てきたのが地方創生です。基礎自治体である市町村の合併がすぐに進まない中で、連携中枢都市圏を指定し、中心都市と周辺町村の連携協約を結び、周辺部にある病院や公共施設を中心都市に集め、権限を県から移していくという中で、県の役割が縮小し、もう廃止してもいいのではないかという声が出てくるようにして、道州制に結びつけていくという狙いがあります。つまり、合併の代替措置としての基礎自治体の機能強化というシナリオであると言われています。質疑でも明らかになりましたが、メリットはあると言われましたけれども、バス交通についてはこれからという話でありました。これが連携協約の中身です。結局、広島広域都市圏の周辺である北広島町は、生活に必要な公共施設の充実はやめて、交通網を整備するから広島市の施設を利用してくれと言っているのです。これではますます周辺部は寂しくなり、過疎高齢化を進めることとなります。このような広島市だけを栄えさせ、周辺部を衰退させる広島広域都市圏形成に向けた連携協約の協議には反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第26号、広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第26号、広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27 議案第27号 町道の路線の認定について

○議長（加計雅章） 日程第27、議案第27号、町道の路線の認定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、室坂議員。

○8番（室坂光治） 町道の路線については、瀬山団地のことですが、大変喜ばしいことだと思いますけど、今から5年前、東北の震災があったところにちょうど道路の、このたびこうして認定になるわけですが、のり面の崩れたところがございます。それで、道路について、のり面も町道のことになるんじゃないかというような気がしておるんですが、そこらちょっとお聞かせいただけんでしょうか。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 道路ののり面のご質問でございますが、今回の道路用地の中には当然含まれております。かなり昔から、今ののり面の関係ではいろいろあったということで報告は受けております。平成23年ごろ、仮復旧をして今のような状態にあるというようなことであろうと思います。今後、ほかのところも多少、横断溝でありますとか、修繕が必要な部分もありますので、予算の範囲内において修繕のほうはさせていただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 室坂議員。

○8番（室坂光治） ぜひともお願いしておきます。

○議長（加計雅章） 13番、蔵升議員。

- 13番（蔵升芳信） 13番、蔵升です。資料として、町道路線認定について、図面をいただきました。瀬山団地の。起終点を記していろいろ10路線認定してほしいという提案でありますけども、この路線の中に枝部分が7カ所あります。通常、私、これまでの経験の中で、路線から外れた路線、枝になった路線認定というのがあったかどうか、ちょっと伺ってみます。こういう認定、今まで見たことないんです。ちょっと分かりづらいかしりませんが、ここからここまで町道ですよということで、これ認定してくださいということですが、ここへちょっと団地の間に2戸あれば、その間に道路がついてます。それまで含めてあるんですが、通常、脇道にそれた道ということで、本来なら別路線名で路線認定やるべきじゃないかなという気がするんですが、どうでしょうか。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） ほかな団地でどのようなかというのは、ちょっと今お答えできませんが、基本的に無償譲渡の関係で、今お配りしました路線の部分は、全ての無償譲渡の用地の関係でいいますと含まれるところでありまして、従いまして、なおかつ、それぞれの宅地への進入路ということもありまして、全路線を町道認定ということで現在考えております。
- 議長（加計雅章） 蔵升議員。
- 13番（蔵升芳信） 気になりますのが、こういう認定の仕方をする、これまで団地で町道認定された場所があるんですが、こういう場合、認定されてないところがあるんじゃないかという心配がありますし、これ延長そのものは路線延長というものは、その枝の部分も含めての延長がのつるかどうかわせて聞いてみたいと思うんですが、これまでの団地で、町道認定されながら、枝部分は町道になってない部分、これから申請すれば、加えていただけるかどうかということをお尋ねします。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 枝の部分、何カ所かありますが、これ延長入っております。町内でもかなりの数の開発があります。その中で、現在認定しておりますのが、豊平でいいますと都志見団地というようなことで、これも全部認定をしておるようなところでございます。ほかにも明神ハイツでありますとか、いろんなところを町道認定をさせていただいておりますが、まだ個人所有とかいうところで、町道認定まで至ってない部分もかなりあります。基本的には土地の所有者、もしくは管理者、一緒になろうかと思っておりますが、その方の要望をいただきまして、踏査をしましてということになろうかと思っております。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） ちょっと今の回答と申しますか、質問に関連しますが、以前の整理の仕方と今回とは違うということであってはならないと思っております。現状調査されて整合性のある町道への編入はすべきでありますし、取り付け道と申しますか、家へ入るまでのところをどうこうということになりますと、普通の一般の町道でも、ここから先は私道ですよというふうな区分もある。その辺の関連もあると思っておりますので、この分については、総合的に整合性を調査しながら善処していただきますように、これは要望しておきます。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 現在認定をしております道路につきましては、平成26年度に一応全地域を見直しして、地域の方からの要望いただきながら認定をしておるよう報告を受けております。今後とも、まずは12月の議会でご質問もありました。まだ、町道認定の基準というも

のが、ほかの市町の運用ということでやっております。それらの作成も含めまして、28年度、  
ルールのなものはつくっていきたいと思っております。

- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） これは検討でなしにつくっていくということですから、安心しましたが、基準もつくり、それから今の団地の分については再度調査して、現状がどうかというのも確認のためにも調査していただきたいと思っております。それで団地によっては、町道に編入しないということになると、このたび、この瀬山団地をやるのであれば、準じて、それも当然町道へと認定していかなければならないということになると思っておりますが、この辺の整合性を特に強く求めておきます。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） そのようにさせていただきたいと思っております。ただ、実際的には、町道であろうが、団地の中等につきましても、必要最小限の除雪等は今させていただいておるところでありまして、直接皆さんの生活にということとはなかなか、維持修繕を除きましては、なかろうかと思っております。ご指摘のとおり、ある程度の一定基準をもちまして、今後させていただきたいと思っております。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第27号、町道の路線の認定についてを採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第27号、町道の路線の認定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第28号 財産の無償貸付について

- 議長（加計雅章） 日程第28、議案第28号、財産の無償貸付についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。先日、芸北に行きまして、芸北中学校が完成したのを見させていただいて、その隣に給食室がございました。多分、それまでに使っていた給食室を無償で貸し付けするものであろうというふうに理解をするわけですが、この給食室は、何年に建築されたものかというのをまずお聞きしたい。この理由の中に、教育及び地域振興のために利活用するというので、芸北分校あすなろプロジェクトというのが無償で借りる相手先でございますけれども、それはどのような目的に使うというふうに思っておられるのかというのをお聞きをしてみたいと思っております。
- 議長（加計雅章） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 建設年度でございますけれども、平成15年でございます。
- 議長（加計雅章） 芸北支所長。
- 芸北支所長（成瀬哲彦） ご質問いただきました内容でございますが、ここの施設、教育及び地域振興のために利活用と申しますのは、昨年度オープンいたしました芸北分校あすなろプロジ

ェクトの遊学館の給食調理施設として利活用させていただければということで上程しております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） ですから、建築して経過した年数は十二、三年ということで、まだ、中身的にはいいと。これは川小田でありますから、今、遊学館があるところでは当然ないですね。ですから、先日、遊学館に行くときに、遊学館の裏にあったというものがそれですね。それは、これから、どのような目的に使われるかというのは答えていただいたかね。遊学館の給食をつくるということで。それは十二、三年しか経ってないですから、修繕あるいは改築等する場合は町の経費で見ていくということになるのか。あるいは無償で貸しているんだから、貸し手先があるんだから、そういうふうなことが生じた場合には、そこがするという、それから仮に期限が来たら、更新というのもあるでしょうが、更新しないということになった場合には返してもらうという手続になるのか。そこのところをお聞きします。

○議長（加計雅章） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） 今のご質問の件ですが、言いましたように、また新しいところ、途中で改築しておりますが、昨年度オープンしました遊学館の給食室として十分調理させていただきたいと思っておりますし、その間の軽微なものの修繕につきましては、当然遊学館のほうでいけると思うんですが、大規模なものにつきましては、修理のほうお願いするような形になるのではなかろうかと思われまます。それと期限につきましては、ここに書いてありますように、31年を目指しておりますが、その後も遊学館として運営するということになりますれば、その延長ということを考えさせていただければと思います。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） いまいちよくわからなかったのは、経費的に少ないものについては、あすなろプロジェクトで見ますけれども、大きい金額に至るものについては町が見るというふうにおっしゃったような気がします、そういう契約になっていますか。

○議長（加計雅章） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） 済みません、契約書のほうで確認をとりました。本件の貸し付けにかかわります維持管理に必要な経費につきましては、当然借りております遊学館のほうを持つという形になると思われまます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 無償で貸し付けるというのはわかるんですが、指定管理に出したのと同じような扱いをされるのかというふうに感じるんですが、貸しているけども、維持管理はあすなろプロジェクトで見ます。それ以外のものは町が見るというふうにししか聞こえんですが、無償に貸し付けたんですから、貸し付けてもらったところが全て見るということになるんじゃないでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（加計雅章） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） 申しわけございません。ちょっと言い方が悪くて申しわけございません。今回のことにつきましては、維持管理に関係します必要な経費、その他一切の経費は、借りておりますあすなろのほうを負うという形に契約しております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論

を終わります。これより議案第28号、財産の無償貸付についてを採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第28号、財産の無償貸付については原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 00分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 休憩前に引き続き会議を続けます。先ほど、1番、真倉議員の質問に対する答弁が残っておりますので、これを許します。町民課長。

- 町民課長（輪田孔俊） 児童医療等の医療費助成を行うことにより、国民健康保険の国庫負担金の減額措置がございますが、その影響額でございますけれども、平成26年度におきまして、46万3000円弱が減額となっております。平成27年度はまだ実績が出ておりませんが、これが約47万5000円程度、28年度は対象が拡大されますので、それを見込みますと、約50万円程度減額になるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第29号 平成27年度北広島町一般会計補正予算（第5号）

- 議長（加計雅章） 日程第29、議案第29号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃です。2つ伺います。8ページ、いつもお伺いしますが、戸籍住民基本台帳管理事業の番号制度導入システム改修委託料246万、これはマイナンバー制度導入の関連予算と思いますが、どうでしょうか。2つ目は、42ページ、防災事業の需用費、これは同額になってますが、備品購入費は減額になってますが、その関係も教えてもらいたいです。説明では防災用品というか、ブルーシート、土のう袋、カロリーメイトなどであり、希望する地域に支給するとのことですが、どれぐらいの量なのか、全町に行き渡るのか、お答えください。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） 番号制度導入システム改修委託料の増額でございますが、これは番号制度に係る委託料でございます。
- 議長（加計雅章） 危機管理監。
- 危機管理監（松浦 誠） 消耗品の備蓄の件でございますけれども、食料につきましては、本庁のほうでの備蓄の更新でございます。ほかのところへ回すというようなことは、前回でもご説明

してなかったんでございますので、その辺ご理解ください。量的には買える範囲でございますけども、今、土のう用の真砂土もちょっと追加しなければならないところもございまして、その辺、数量的には買える範囲というところでございます。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 第1点の番号制度導入システムについてはマイナンバー関係と。これは、こういう改修、以前もお伺いしましたけども、これから続くと思うんですが、例えばこの戸籍住民基本台帳の分については、全額国の負担かどうかを伺います。違えば幾ら国が負担をするのか。防災用品の備蓄ですが、食料は違うということで、ブルーシート、土のう袋、14万5000円の分でしょうか。真砂土も入ると、また減るので、希望するところにお渡しすることなんですけど、どんなふうにしていくのかということなんですけど、それで、今回の断水事件で、給水資材が不足して多くの方が困ったというのが一般質問でもお話ししましたが、特にポリタンク、災害用背負い袋、ポリ袋などを備蓄してはどうかと思うんです。それについてのお考えはないかどうか。また、停電になったときの携帯用ガスボンベを使う発電機を以前購入されていると思いますが、今どこに配置されているのか、お答えください。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 発電機につきましては、本庁の倉庫のほうでございまして。それからカロリーメイト等の食料につきましては、各地区に配布するわけではございません。支所、本庁のほうで保管するところでございまして、今まで保管しているところを更新するものでございまして。それから、袋につきましては、今のところ検討しておりませんが、上下水道課と今後また協議しながら、どういうふうな形にするかということもあるかと思っておりますし、前回のときにまだ若干残っているところもございまして。数量的な部分も含めて今後前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 改修委託料等につきましては、補助率と申しますが、いろいろなパターンがございます。ですから、10分の10の上限があるのもありますし、3分の2というようなものがございます。それがいろいろ組み合わさって最終的にこういうような数字になっておりますので、この246の補助率が幾らというのは、一つだけでいけばすぐ出るんですけども、それが無いので、何%の補助率というのは答えられないので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） いずれにしても、マイナンバーの改修費は、全て国が持っているわけではない。10分の10があると言われましたけど、一部。それと、先ほど私、カロリーメイト、食料は本庁というのはわかってたんで、ブルーシート、土のう袋の備品、これを希望者のところに渡すという話を聞いたと思うんですが、それを含めてお願いをしたい。14万5000円なのかどうかも含めて。それと、ポリタンクは協議するというので、すぐ協議してほしいですね。協議することなんです、検討じゃなくて協議することなんです、すぐにやっていただきたい。それで発電機ですけども、本町8機か10機かあると思うんですけども、本庁の倉庫に入れただけでなくて、例えば支所とか、関連する大きな施設とかというふうに、ちょっと分散したほうがいいんじゃないかと思うんですが、そういうお考えはないんでしょうか。何台あるのか、その分散させるつもりかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） ブルーシートとか、土のう袋でございますけども、自分のところの地区のほうで、出水期前にご要望がございますので、そのときには随時ご提供させていただいております。それから発電機でございますけども、今おっしゃられるように、保管場所等がなかなか確保できてないところもございます。そういったところで、今、本庁のほうで8台だったと思いますけども、保管しているような状況でございます。

○議長（加計雅章） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第29号、一般会計補正予算第5号への反対討論を行います。反対する理由は、マイナンバー制度導入による自治体間情報ネットワークのシステム改修費予算及び取扱者の生体認証システムの構築のため1億828万円が計上されているからです。先ほど指摘しましたように、マイナンバー制度には多くの問題があります。さらに、実施が始まった年明け以降、全国でトラブルが相次ぎ、大混乱を招いています。既に北広島町は5264万円も投入していますが、今回、インターネットとの切り離しと取扱者の生体認証システムなどの導入で1億円以上つぎ込むのに、国は665万円しか負担しません。さらに今後、個人の本人認証システムや来年1月からは国民健康保険も取り扱うと聞いております。その都度莫大なシステム改修費が必要になります。このような制度は中止すべきであり、巨額の貴重な税金の投入は認めることはできません。以上、反対の理由です。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これより議案第29号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第5号を採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第29号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第30号 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（加計雅章） 日程第30、議案第30号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第30号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第30号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第31号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（加計雅章） 日程第31、議案第31号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第31号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第31号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第32号 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（加計雅章） 日程第32、議案第32号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第32号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第32号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第33号 平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（加計雅章） 日程第33、議案第33号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第33号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第33号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第34号 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（加計雅章） 日程第34、議案第34号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第34号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第34号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第35号 平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（加計雅章） 日程第35、議案第35号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第35号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第35号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第36号 平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第36、議案第36号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第36号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第36号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議案第37号 平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

- 議長（加計雅章） 日程第37、議案第37号、平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第37号、平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第37号、平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 議案第38号 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（加計雅章） 日程第38、議案第38号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第38号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第38号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 議案第39号 平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第39、議案第39号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第39号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第39号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 議案第40号 平成27年度北広島町水道事業会計補正予算（第4号）

- 議長（加計雅章） 日程第40、議案第40号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第

4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第40号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第4号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第40号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 議案第41号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第41、議案第41号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第41号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号を採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第41号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 予算審査特別委員会の審査報告

- 議長（加計雅章） 日程第42、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第42号、平成28年度北広島町一般会計予算から、議案第54号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算までの予算関係議案13件については、予算審査特別委員会へ審査の付託をしておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会委員長大林議員。

- 予算審査特別委員長（大林正行） 平成28年3月25日、北広島町議会議長加計雅章様。予算審査特別委員会委員長大林正行。議案第42号から議案第54号の平成28年度北広島町一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算の予算審査特別委員会の審査報告書。1、審査対象議案第42号、平成28年度北広島町一般会計予算、議案第43号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計予算、議案第44号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計予算、議案第45号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算、議案第46号、平成28年度北広島町介護保険特別会計予算、議案第47号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計予算、議案第48号、平成28年度北広島町電気事業特別会計予算、議案第49号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計予算、議案第50号、平成28年度北広島町診療所特別会計予算、議案第51号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算、議案第52号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算、議案第53号、平成28年度北広島

町水道事業会計予算、議案第54号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算。以上13件。2、審査期間 平成28年3月17日から23日までの間、3日間。3、審査方法 平成28年第1回北広島町議会定例会開会の3月8日に、平成28年度北広島町予算関係13議案の予算審査を行うために予算審査委員会を設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月17日、22日、23日に招集し、3月17日は、執行者等の出席を求め、各会計の予算説明を受け、その後、22日、23日の2日間で質疑を行い、慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行った。4、審査結果 付託を受けた平成28年度北広島町予算関係議案13件については原案可決と決定した。5、審査意見 平成28年度予算は、箕野町政になって4年目の予算編成となるものである。大型プロジェクトである消防デジタル化や学校耐震化等の期限のある事業が完了し、一般会計予算は147億2000万円で、前年に比べ10億5000万円、率にして6.7%の減で、一昨年並みの予算規模となっている。歳入のうち町税は、農業所得の減や税率改正により、個人、法人町民税とも減、固定資産税は、償却資産の増設による増、軽自動車税は税率改正による増で、全体として増額となるが、地方交付税では普通交付税について、支所経費の増はあるものの、合併特例加算分の縮減により臨時財政対策債を含め、トータルで2億5000万円の減額が見込まれるなど厳しい財政状況の中、財政調整基金、地域振興基金、過疎地域自立促進基金を9億5000万円繰り入れての予算編成となっている。平成28年度の主要施策、事業の展開では、若者を中心とした定住対策、子育て支援、集落機能の維持、健康対策事業、就業支援、観光交流促進、ふるさと夢プロジェクト事業などが重点課題として位置づけられ、予算配分がされている。新規定住促進事業で、本町での暮らしを体験するお試し住宅の整備は、定住や空き家対策へとつながる新しい試みで、今後の進展に注目したい。集落対策では、これまで集落支援員、地域づくりコーディネーターの設置や緑のふるさと協力隊員の派遣がされてきたが、平成28年度は新たに地域おこし協力隊員が配置され、地域活性化への期待が膨らむ。商工業振興対策では、産業フェアの開催や企業支援員設置での雇用マッチング支援による雇用拡大や地域経済の活性化が期待される。豊平病院については、医師不足により無床診療所へ形態変更せざるを得ない状況であったが、民間医療法人への指定管理による町立病院として再出発することとなった。前途は楽観できないが、病院として継続できるよう、指定管理者、地域住民、行政、議会がともに協力して、地域医療を守っていくよう努めていかなければならない。また、本特別委員会の中では、町有財産の利活用について、スピード感を持って対応することなど、課題への取り組み、施策に多くの質問、意見、要望、提案等が出されている。これらを真摯に受けとめ、課題解決に向けて早急に取り組んでいただきたい。地方交付税の減額、合併特例債の期限など厳しい財政状況の中、事業の選択と集中、業務の効率化、経費削減等の徹底を進めながら、限られた財源で最大の効果が上がるよう求める。平成28年度は、地方創生の事業が本格的に始まる年であり、第2次長期総合計画が策定される年でもある。これからの北広島町のまちづくりに向けて、町長、管理職及び職員が一丸となって、知恵を絞り、危機感、スピード感をもって事務執行に当たられるよう求めて報告する。以上でございます。

○議長（加計雅章） これで委員長の報告を終わります。これより予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより予算関係議案13件について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係議案13件については、委員長の報告は、全て原

案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 議案第42号 平成28年度北広島町一般会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第43、議案第42号、平成28年度北広島町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第42号、一般会計予算について反対討論を行います。この予算には、賛同できる予算が含まれています。高校生までの医療費助成の拡大、特定健診の無料化、75歳以上の方への国保と同様の人間ドック助成、不妊治療費全額助成、予防接種の助成拡充、地域おこし協力隊などの配置、千代田中学校体育館大規模改修工事のための設計、八重小学校トイレの改修などです。しかし、どうしても賛成しがたい内容が含まれています。1つは、国民の情報を国が一元管理するとともに、情報漏えいを完全に防ぐことはできないマイナンバー制度の導入関連予算が含まれていることです。2つ目は、解放団体補助金がいまだに含まれていることです。繰り返し説明しているように、国は特別措置を廃止し、県内でも廃止する自治体が増えています。まだ、差別はなくなっていないとの理由で継続することは、公平な行政、真に差別をなくすることとは逆行するからです。3つ目は、千代田工業流通団地に進出した広島アルミへの企業立地奨励金1億9600万円です。どれだけ北広島町へのメリットがあるのかはっきりしない中で、莫大な奨励金を出すことは町民の利益に反するからです。さらに今後、5年間で2億5000万円の固定資産税を免除するにもかかわらずです。とても町民にメリットがあるとは思えません。予算の採決は、一般会計全体について問われているため、賛成できる予算があっても、賛成できない予算がある場合は、反対せざるを得ません。以上の理由で、反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） 次に、賛成討論ありませんか。9番、中村議員。
- 9番（中村勝義） 9番、中村、平成28年度一般会計当初予算に賛成する立場から討論を行います。平成28年度一般会計当初予算は147億2000万円で、平成27年度に比べ、金額で10億5000万円、率にして6.7%のマイナス予算となっております。これは学校施設の耐震化や救急デジタル無線の整備などの大型事業の大半が平成27年度で終了し、平成28年度での大型事業の減少が大きな要因の一つとなっております。歳出の合理化、効率化に取り組み、財政の健全化を図り、簡素にして効率的な行政の実現に向け、ソフト事業に重点を置きながら、持続可能な行政運営を図るべく、箕野町政4年目に当たり、3つの改革の実現に向け、6つの重要施策を着実に、かつ強力に展開していけるよう、地方創生に向けて重点配分されております。特に地方創生の重点分野であるまちづくり、ひとづくり、しごとづくりでは、担い手の高齢化に悩む地域活動を支えるために、今年度新たに地域おこし協力隊の配置、お試し住宅による定住促進、ビジネスマッチングを図る企業支援員の設置、子供の医療費負担軽減助成を高校生までへの拡充や林業者向けの高性能機械導入補助金など新規事業として数多く組み込まれております。また継続事業も含め、住民の暮らしに重視した姿勢が随所にかがわれ、厳しい予算規模の中で、重点施策に配慮された予算編成であります。その中で、ただ1点、諸支出金の公営企業債支出計上が気になりますが、限りなく100%に近い賛成の意思を表明し、

あわせて予算審査特別委員会が出されました意見を重く受けとめ、行政運営を図られることを強く求めて賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第42号、平成28年度北広島町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第44 議案第43号 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計予算

○議長（加計雅章） 日程第44、議案第43号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第43号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第45 議案第44号 平成28年度北広島町下水道事業特別会計予算

○議長（加計雅章） 日程第45、議案第44号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第44号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第46 議案第45号 平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（加計雅章） 日程第46、議案第45号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第45号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第４７ 議案第４６号 平成２８年度北広島町介護保険特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第４７、議案第４６号、平成２８年度北広島町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第４６号、平成２８年度北広島町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第４８ 議案第４７号 平成２８年度北広島町簡易水道事業特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第４８、議案第４７号、平成２８年度北広島町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第４７号、平成２８年度北広島町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第４９ 議案第４８号 平成２８年度北広島町電気事業特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第４９、議案第４８号、平成２８年度北広島町電気事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第４８号、平成２８年度北広島町電気事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第５０ 議案第４９号 平成２８年度北広島町芸北財産区特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第５０、議案第４９号、平成２８年度北広島町芸北財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終

わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第49号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第51 議案第50号 平成28年度北広島町診療所特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第51、議案第50号、平成28年度北広島町診療所特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第50号、平成28年度北広島町診療所特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第52 議案第51号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第52、議案第51号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第51号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第53 議案第52号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

- 議長（加計雅章） 日程第53、議案第52号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。15番、美濃議員。

- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第52号、後期高齢者医療特別会計予算に反対する理由の一つは、広域連合が決めたからといって、1人平均1262円引き上げて、年6万7165円と高い保険料とする予算だからです。それにより、収入年250万円の方は6001円引き上がり、月1万983円、年13万1804円にもなります。そもそも、この後期高齢者医療制度というのは、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料の値上げに直結する仕組みとなっており、これから増え続ける75歳以上の高齢者をこの制度に組み入れ、上がり続ける医療費を保険料で補う制度であります。しかも50%は公費、残りの4

0%は若者支援、被保険者は10%と基準を決められています。そもそも後期高齢者医療制度は、年齢で問答無用に区別し、際限なく上がり続ける保険料をお年寄りに押しつける最悪の制度であり、75歳以上の高齢者の方々の生活を圧迫し、保険料が重い負担になり、悲鳴が上がっているものです。保険料の問答無用の引き上げに反対するとともに、このような制度は、一刻も早く廃止すべきと考え、この予算に反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第52号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第54 議案第53号 平成28年度北広島町水道事業会計予算

○議長（加計雅章） 日程第54、議案第53号、平成28年度北広島町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、議案第53号、平成28年度北広島町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第55 議案第54号 平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算

○議長（加計雅章） 日程第55、議案第54号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 9番、中村、北広島町豊平病院事業会計予算に反対する立場から討論を行います。そもそもこの事業会計は、12月定例会で、病院として維持していくことが困難と判断し、入院機能がない無床診療所へと移行することを決意したと全協での報告もありました。これを踏まえて、最終日に議会として、有床診療所を求める決議が賛成多数で採択されました。その後、豊平地域住民からも有床診療所への要望書、陳情書、署名等が町長宛に提出され、改めて病床存続の検討がなされる中、民間医療法人から申し出があり、入院機能を残して病院として存続し、残すよう検討に入ったと1月28日の全員協議会において報告がありました。さらに2月23日、大筋、指定管理者制度で運営予定として、詳細については、これから詰めていくとの報告がありました。その後、成り行きを注視しておりましたやさきの本定例会初日の3月8日、町長の施政方針の中で、平成28年4月から民間の医療法人に指定管理をお願いし、公設民営の病院として再出発すると述べられました。また、それに対する手だてとして、平成28年度豊平病院会計補助金として一般会計当初予算に3億9600万円の予算計上があり、

別紙、収支計画書によりますと、平成29年度は3億3100万円が、また、平成30年度は2億7100万円と予算措置額が示されております。このため町財政への影響が大きくなり、予定されていたどんぐり荘の改修事業は平成29年度へ先送りしたと報告がありました。これとて、必ず29年度で実施されるという保証はありません。厳しい財政状況の中での大型事業であり、町民の大きな負担増につながるのではないかと危惧しております。このことと最小限、地区住民に安らぎと安心を体感していただくためにも医療環境を整えることは別問題であり、これこそが町長の公約でもありますやさしいまちづくりであり、趣旨に反対するものではないことは申し添えておきます。一連の流れを見ると、全ては、ゴールが先に設定されており、本日、議決されることを前提に進めている感じが読み取れます。予算審査特別委員会の私の質問に対する回答では、議決後速やかに契約を含め、医師会加入や諸手続に入るとのことでしたが、そのための日数は、きょうから31日までの5日間しかありません。体制も含めて、不安でたまらないこの時期であります。二元代表制のもとでの議会機能は、議決権とあわせて監視権を果たすことであり、当然予算の統制を議会が果たす機関でもあることは明らかであります。これだけの大きな予算規模と大事業が少々うがった見方をすれば、行政ルールを無視し、執行したまがいの感じが否めません。このためこの事業会計予算に対し、反対するものであります。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（加計雅章） ほかに討論ありませんか。梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文でございます。議案第54号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算について賛成討論を行います。12月議会では、豊平病院には医師の確保ができず、無床の診療所にするということが方針として示されました。その後、医療法人から豊平病院を引き受けてもいいということがにわかには浮上いたしました。町と医療法人が時間的余裕のない中、協議をされて本日を迎えられるました。新体制の状況がはっきりしていないというところもあるわけではありますが、病院で継続するということがなれば賛成しないわけにはまいりません。そこで、条件付きの要請をして、そのための努力をされることに期待を寄せて、賛成をするものであります。条件の1、今後、早急に常勤の医師を確保すること。2、町職員と法人職員の格差をなくすこと。3、働きやすい職場環境をつくること。これは往々にして、営業努力を急ぎ過ぎて、職場がぎすぎすとするという雰囲気醸し出してはならないというところからであります。4、労働基準法を遵守すること。以上、当たり前のことではありますが、一言申し上げて、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。12番、藤井議員。

○12番（藤井勝丸） 豊平病院は、昭和27年、吉坂村立国保病院として開設され、平成14年度の現在地に新築移転し、平成17年合併し、現在の北広島町豊平病院になりました。必ずしも順調とはいえず、合併協議会でも健全経営が議論になったところです。豊平病院は、地域に密着した地域包括ケアの構築と実践に努力されてまいりましたが、平成23年からの内科医が不在となり、医師の減少、経営が悪化し、町は昨年12月、医師確保が困難なことから、無床診療所に変更を決断されました。しかし、今年になって、医師確保の可能性のある広島市の医療法人が指定管理者として病院経営に当たっていただくことに急に方向変換をされました。医師が確保できる、豊平地区の医療が守れることには明るいニュースではありますが、健全経営の課題、不安があるのではないのでしょうか。急なこと、豊平地区の強い要望、効率的運営に努める、努力するという言葉は何度も聞きましたが、しかしながら、十分な議論、検討が行わ

れなかったことについては疑問に思います。高齢化、人口減少の社会、厳しい財政、極めて厳しい山間地の医師不足などは本町も例外ではないと思います。これまでの内科、外科に加えて、手術を伴う整形外科、リウマチ科、漢方内科を新設されるとのこと、多機能病院を目指しておられるようにも思われます。厳しい財政状況の中で、指定管理料は3年間で7億5400万円、平成27年度の初年度は3億1400万円と高額な負担であります。さらに、医療機器の充実整備など、増額の可能性も含んでいるのではありませんか。指定管理者は、広島市内の医療法人、病院経営者であります。例外なく医師確保が厳しいようで、当面、常駐医の確保は困難、体制が確保できないから、救急病院の指定は受けられないとのこと、地理的状況、人口規模、緊急・専門的医療業務は、広域連携システムによる多様性が効率的で適切ではありませんか。民間医療との均衡、地域医療システムの構築、病院のあり方を総合的に再検討されるよう求めます。かかりつけ医としての機能の充実の方針なら、議案の医療法人である広島の病院の分院として有床の診療所をお願いするのがベストではありませんか。適正規模の病院規模を目指すことには県の理解も得られると思います。町全体のこと、大局の見地から再検討を求め、平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算については反対します。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。田村議員。

○14番（田村忠紘） 田村忠紘でございます。本案について賛成の討論を行います。当初、豊平病院は、来年度からは無床診療所に経営形態を変更する旨の発表がなされました。地域住民にとっては、まさに寝耳に水の発表でありました。入院ができなくなることへの不安が強く、地域住民によって結成をされました豊平地域の医療を守る会を中心に住民運動が起こり、病床を残してほしいとの念願を趣旨に、2700人余の署名とともに町と議会に陳情がされたわけがあります。間もなくして広島市内から医療法人が進出する話がまとまり、地域住民は病床が確保されることで、大いに喜んでおられます。大きな経費を必要とすることで、町財政に影響を及ぼすことは理解できますが、また、他地域に対して申し訳ない思いもありますが、町民の健康と命にかかわる事案であります。また、民間が経営に参画することで、医療サービスや経営が好転することへの期待が持てます。周辺地域を巻き込んだ医療拠点として発展していくことに期待を込め、本案に賛成いたします。よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。従って、議案第54号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。2時20分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 08分 休憩

午後 2時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第56 同意第1号 監査委員の選任の同意について

○議長（加計雅章） 日程第56、同意第1号、監査委員の選任の同意についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第1号、監査委員の選任の同意についてを採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、同意第1号、監査委員の選任の同意については、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第57 同意第2号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（加計雅章） 日程第57、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第58 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（加計雅章） 日程第58、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で常任委員会へ審査の付託を行っております。陳情等の審査結果報告を求めます。総務常任委員会、藤堂委員長。

○総務常任委員長（藤堂修壮） 審査報告をいたします。平成28年3月25日、北広島町議会議長加計雅章様。総務常任委員会委員長、藤堂修壮。委員会審査報告、3月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、陳情第6号、件名、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出について。審査の結果、採択。理由、寡婦

控除制度において、婚姻歴のあるなしにより差をつけることは、母子の人権を守る観点からも早急に改善されるべきであり、採択とする。以上、報告を終わります。

○議長（加計雅章） 次に、文教厚生常任委員会、大林委員長。

○文教厚生常任委員長（大林正行） 委員会審査報告を行います。平成28年3月25日、北広島町議会議長加計雅章様。文教厚生委員会委員長、大林正行。委員会審査報告、3月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、陳情第5号、奨学金制度の充実を求める意見書の提出について。審査の結果、採択です。採択の理由でございますが、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境をつくることは非常に重要であると考え、採択といたしました。陳情第7号、ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提出について。審査の結果は、採択です。理由は、あらゆる分野で差別をなくし、人種等を異にするものがお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生することは重要と考え、採択といたしました。以上でございます。

○議長（加計雅章） 次に、産業建設常任委員会、宮本委員長。

○産業建設常任委員長（宮本裕之） 平成28年3月25日、北広島町議会議長加計雅章様。産業建設常任委員会委員長、宮本裕之。委員会審査報告、3月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、要望第3号、件名、平成28年度地域農業施策等に関する要望書。審査の結果は採択であります。採択の理由として、農業従事者の高齢化と後継者不足、TPPの大筋合意等、農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況となっております。さらに有害鳥獣被害と畦畔管理の対策は、大きな課題であり、北広島町の基幹産業である農業を守っていくために重要な要望でありますことから採択とします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（加計雅章） 報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第59 陳情審査

○議長（加計雅章） 日程第59、陳情審査を行います。要望第3号、平成28年度地域農業施策等に関する要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより要望第3号、平成28年度地域農業施策等に関する要望書を採決いたします。本件については委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、本件については採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第60 陳情審査

- 議長（加計雅章） 日程第60、陳情審査を行います。陳情第5号、奨学金制度の充実等を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第5号、奨学金制度の充実等を求める意見書の提出についてを採決いたします。本件については委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、本件については採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第61 陳情審査

- 議長（加計雅章） 日程第61、陳情審査を行います。陳情第6号、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第6号、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出についてを採決いたします。本件については委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、本件については採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第62 陳情審査

- 議長（加計雅章） 日程第62、陳情審査を行います。陳情第7号、ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第7号、ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。本件については委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、本件については採択とすることに決定をいたしました。



日程第 6 3 発議第 2 号 奨学金制度の充実等を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第 6 2、発議第 2 号、奨学金制度の充実等を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 奨学金制度の充実等を求める意見書案。学費が高騰し、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっている。既に大学生の 5 割超、大学院生の 6 割超が何らかの奨学金を受給しているのが実態である。我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は貸与型の奨学金制度であり、その 7 割超（貸与金額）が利息付の奨学金（第 2 種奨学金）となっている。近年、貸与者数及び貸与金額が増加する一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増している。同機構は、返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、適用の要件が厳しくなっている。よって、本議会は、政府において、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について十分な対応をとるよう強く求める。記、1、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。2、無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息については、さらに引き下げること。3、返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。4、大学等の授業料免除制度を充実し、高等教育の学費引き下げを図ること。以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。平成 2 8 年 3 月 2 5 日、広島県北広島町議会、提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。
- 議長（加計雅章） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。1 6 番、大林議員。
- 1 6 番（大林正行） 発議第 2 号、平成 2 8 年 3 月 2 5 日、北広島町議会議長加計雅章様。提出者、北広島町議会議員大林正行、賛成者、北広島町議会議員真倉和之、同久茂谷美保之、同梅尾泰文、同伊藤久幸、同田村忠紘。奨学金制度の充実等を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び北広島町議会議規則第 1 4 条の規定により提出します。趣旨、大学等への進学率は上がっているが、学費が高騰し、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっている。近年、奨学金の貸与者数及び貸与金額が増加する一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増している。将来を担う若者が安心して学業に専念できる環境を整えるため、政府に奨学金制度の充実等を求めるものでございます。以上でございます。
- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、発議第 2 号、奨学金制度の充実等を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第64 発議第3号 寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第64、発議第3号、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書案。寡婦控除は、配偶者と死別、または離婚した後、再度結婚していない人で、子供を養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度である。この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後、未婚で子供を産んでも適用されるが、様々な事情により、当初から未婚のまま子供を産み育てている母子世帯には適用されない。寡婦控除が適用されない合計所得金額が500万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別または離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が35万円高くなるため、その分所得税が高くなる。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と、他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大している。日本弁護士連合会は、この件について、未婚の母親たちから人権救済の申し出を受け、合理的な理由のない差別であり、憲法違反だとして、国と母子が居住する自治体に対して、経済苦境を救済するよう要望書を出している。非正規雇用者が増える中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において、婚姻歴の有無により、寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る観点からも早急に改善されるべきである。民法の分野では、両親が結婚したかどうかで子供の相続分に差をつける民法の規定は、法の下での平等を定めた憲法に違反するとした最高裁判所大法廷の判断を受け、2013年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になった。税制の分野についても法改正が必要である。よって、国会及び政府に対し、下記事項について強く要請する。記、1、寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成28年3月25日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。
- 議長（加計雅章） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 発議第3号、平成28年3月25日、北広島町議会議長加計雅章様。提出者、北広島町議会議員森脇誠悟、賛成者、北広島町議会議員中田節雄、同藤堂修壮、同蔵升芳信、同美濃孝二。寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、所得税法上寡婦控除はありますが、該当者は死別か離婚者となっており、当初からの未婚者には、その適用が受けられません。そのことにより、保育料や公営住宅家賃に影響を与え、負担増になっております。さらに、母子ということで労働環境は厳しい状況にあります。日本弁護士連合会、日弁連、は、この扱いを合理的な理由のない差別であり、憲法違反だとして、国や自治体に経済的苦境を救済するよう要望書を出しています。婚姻歴の有無

により差をつけることは、母子の人権を守る観点からも早急に改善されるべきであり、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大するよう意見書を提出するものです。以上です。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、発議第3号、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第65 発議第4号 ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提出について

- 議長（加計雅章） 日程第65、発議第4号、ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（佐伯孝之） ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の強化を求める意見書案。あらゆる分野で差別をなくし、人権等を異にするものが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要である。しかるに最近、特定の国や人種・民族に対する差別をあおるヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）の被害が後を絶たない。デモや街宣活動を伴いながら展開されるヘイトスピーチは、今や地域で暮らす外国人にとって大きな脅威になるとともに子供や青少年に教育上の悪影響を与えるなど、大きな社会問題になっている。日本のヘイトスピーチは、国際社会からも深く憂慮され、対応が強く求められている。2014年7月には、国連自由権規約委員会から、差別的言動に対する措置をとるべきとの勧告が、同年8月には、国連人種差別撤廃委員会からヘイトスピーチ問題に毅然と対処し、法規制を行うよう勧告がなされている。よって、国においては、国民の人権を擁護するとともに、差別のない多文化共生社会の実現に向け、憲法の保障する集会、結社、言論、出版、その他の表現の自由に十分配慮した上で、ヘイトスピーチの根絶へ向けた法律の制定等の対策を強化されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年3月25日、広島県北広島町議会。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣。
- 議長（加計雅章） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文でございます。発議第4号、平成28年3月25日、北広島町議会議員加計雅章様。提出者、北広島町議会議員梅尾泰文、賛成者、北広島町議会議員真倉和之、同久茂谷美保之、同伊藤久幸、同田村忠紘、同大林正行。ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。趣旨、あらゆる分

野で差別をなくし、人権等を異にするものが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が必要であります。ところが最近、特定の国や人種・民族に対する差別をあおるヘイトスピーチ、いわゆる差別的憎悪表現でありますけれども、その被害が後を絶たないため、国民の人権を擁護するとともに、差別のない多文化共生社会の実現に向け、憲法の保障する集会、結社、言論、出版、その他の表現の自由に十分配慮した上で法規制を求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。従って、発議第4号、ヘイトスピーチを禁止する法律の制定等の対策強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第66 発議第5号 長期総合計画調査特別委員会の設置について

- 議長（加計雅章） 日程第66、発議第5号、長期総合計画調査特別委員会の設置についてを議題とします。平成27年度から28年度で策定が予定されている第2次北広島町長期総合計画について、調査研究するため、新たに長期総合計画調査特別委員会を設置し、定数12名により調査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、新たに長期総合計画調査特別委員会を設置し、定数12名により調査していくことに決定をいたしました。暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 52分 休憩

午後 2時 53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開をいたします。長期総合計画調査特別委員会の委員に、真倉議員、久茂谷議員、藤堂議員、森脇議員、柿原議員、室坂議員、浜田議員、藤井議員、蔵升議員、田村議員、美濃議員、宮本議員の12名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名した方を長期総合計画調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。
- 議長（加計雅章） 暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 54分 休憩

午後 3時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。先ほど選任いたしました長期総合計画調査特別委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、ご報告申し上げます。委員長に久茂谷議員、副委員長に森脇議員を決定いたしました。

○議長（加計雅章） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 01分 休憩

午後 3時 07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。長期総合計画調査特別委員長。

○長期総合計画調査特別委員長（久茂谷美保之） 一言ご挨拶申し上げます。長期総合計画調査特別委員会の委員長となりました久茂谷でございます。12名での構成でございます。どうか議員各位のご協力をいただき、また執行部におきまして、我々の意見がどれだけ反映できるかという大事なところも出てきます。そういったところ酌み取っていただきながら、執行部、我々の特別委員会で立派な長期総合計画が立てられるよう協力を求めるものでございます。以上、ご挨拶とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第67 閉会中の継続審査の申し出（4件）

○議長（加計雅章） 日程第67、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長及び長期総合計画調査特別委員会の委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 平成28年北広島町議会第1回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご

挨拶を申し上げます。3月8日の開会から本日まで18日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案をいたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。平成27年度も残り1週間となりました。本年度事業の整理を行い、本日もご承認をいただきました平成28年度施策及び事業の実施に向け邁進してまいりたいと考えております。特に平成28年度は、北広島町第2次長期総合計画を初め多くの重要な計画の策定、地方創生事業の加速化、豊平病院の経営形態の変更など多くの重要施策を実施していくこととしております。明るく元気なまちづくりに向け、職員一丸となり、緊張感を持ち、施策、事業の遂行に邁進してまいりたいと考えております。今後とも町行政の運営につきましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、そして皆様のご健勝を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

- 議長（加計雅章） 議員の皆さん、本当にこの3月定例議会、長丁場の中、大変お疲れさまでございました。今定例会、非常に大きな問題があったように思います。きょうの長期総合計画特別委員会が設置をされたように、議員の中からも、これからの北広島町をどういう町にしていくのかということが大きな課題であろうと思います。これから議員のほうもしっかりした発議ができるような組織として、お互いに執行部との切磋琢磨の中で、すばらしい北広島町ができることを祈念をすると同時に、皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念をいたしまして、平成28年第1回北広島町議会定例会を閉会したいと思います。ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 14分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員